

計画の策定経過

	会 議 等	備 考
令和5年5月19日	第7期糸島市障害福祉計画・第3期糸島市障害児福祉計画基本指針告示	
令和5年5月23日 ～令和5年6月7日	医療的ケアに関するアンケート調査	
令和5年6月13日 ～令和5年7月3日	福祉に関するアンケート調査	
令和5年7月3日	第1回糸島市自立支援協議会児童専門部会	医療的ケアを必要とする児童の支援の検討
令和5年8月31日 ～令和5年9月8日	障害福祉サービス・障害児通所支援事業所アンケート	
令和5年10月6日	第1回糸島市自立支援協議会	第1章から第5章までの審議
令和5年11月7日	第2回糸島市自立支援協議会	第6章、第7章の審議
令和5年12月5日	第2回糸島市自立支援協議会児童専門部会	医療的ケアを必要とする児童の支援内容の検討
令和5年12月1日 ～令和6年1月4日	パブリックコメントの実施	意見提出者：1人 意見数：2件
令和6年1月31日	第3回糸島市自立支援協議会	パブリックコメント結果及び糸島市自立支援協議会委員の意見を踏まえた計画（案）の承認
令和6年3月下旬	第7期糸島市障害福祉計画・第3期糸島市障害児福祉計画決定	

糸島市自立支援協議会委員名簿

区 分	委 員 名	所 属 等	備 考
障 害 福 祉 サービス事業者代表	浦頭 陽	玄海第一育生園	
	北野 孝一	障がい福祉サービス事業所 Sun Sun	
	迎 和子	二丈しおさいの丘	R5. 12. 31 まで
	加賀 さとみ	ゆめいろ舎	R6. 1. 1 から
相談支援事業者代表	山崎 数彦	障がい者相談支援センター あごら	
	末原 浩之	障がい者相談支援センター 志摩学園	
	三善 史博	障がい者相談支援センター 木の実	
障害者等関係団体代表	中原 郁哉	糸島市身体障害者福祉協会	
	樗木 美鈴	糸島市手をつなぐ親の会	
	山下 悦子	糸島地区精神障がい者家族会 (いとしま会)	
	波多江 豪彦	糸島市民生委員児童委員協議会	
関係行政機関職員	山見 孝司	福岡県立太宰府特別支援学校	
	吉竹 雅人	福岡市立生の松原特別支援学校	
	岡本 敏明	糸島市立志摩中学校	
	庄嶋 智	福岡県糸島保健福祉事務所	

障害福祉サービス等一覧

■障害福祉サービス一覧

分類	サービス名	サービス内容
訪問系サービス	居宅介護	居宅において入浴、排せつ、食事の介護など援助を行うサービス。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者または知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有し常に介護を必要とする障がいのある人等に、居宅において、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うサービス。
	行動援護	知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障がいのある人等が、行動するときに生じ得る危険を回避するために必要な支援、外出する際の必要な援助を行うサービス。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がいのある人等に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護などの外出する際の必要な援助を行うサービス。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うサービス。
日中活動系サービス	生活介護	常時介護が必要な障がいのある人等に対し、主に昼間、入浴、排せつ、食事等の介護、創作活動また生産活動の機会の提供を行うサービス。
	自立訓練（機能訓練）	地域生活を営むうえで、身体機能や生活能力の維持・向上のために必要な支援の提供を行うサービス。
	自立訓練（生活訓練）	地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上のために必要な支援の提供を行うサービス。
	就労選択支援 （令和7年10月開始予定）	障がいのある人が就職先や働き方について、より良い選択ができるよう就労アセスメントを活用し、本人の希望や就労能力、適正に合った選択の支援の提供を行うサービス。
	就労移行支援	就労を希望する障がいのある人で、一般企業等での雇用されることが可能と見込まれる場合、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な支援の提供を行うサービス。
	就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な障がいのある人で、適切な支援により雇用契約に基づき就労するにあたり、必要な知識や能力の向上のために必要な支援の提供を行うサービス。
就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難な障がいのある人に、必要な知識や能力の向上のために必要な支援の提供を行うサービス。	

分類	サービス名	サービス内容
日中活動系サービス	就労定着支援	就労移行支援等を利用し、一般企業等に雇用された障がいのある人で就労継続を図るため、相談や指導および助言等の支援の提供を行うサービス。
	療養介護	病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護や日常生活上の支援の提供を行うサービス。
	短期入所	居宅において介護を行う人が病気などの理由により、障害者支援施設やその他の施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人等へ、短期間の入所により、入浴、排せつ、食事、介護その他の必要な支援の提供を行うサービス。福祉型と医療型に分かれる。
居住系サービス	自立生活援助	居宅における自立した日常生活を送るうえで、定期的な巡回や訪問などにて相談対応等を行い、情報提供や助言など必要な援助を行うサービス。
	共同生活援助（グループホーム）	共同生活を営む住居での相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他日常生活上の援助を行うサービス。
	施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に、夜間や休日に入浴、排せつおよび食事の介護等を行うサービス。
相談支援	計画相談支援	障害福祉サービス利用にあたり、利用計画を作成し、障害福祉サービス利用開始後は、定期的にモニタリングを行い計画の見直しを行うサービス。
	地域移行支援	施設や精神科病院に入所または入院をしている障がいのある人が地域での生活に移行にあたり、住居の確保や地域生活に関する相談およびその他必要な援助を行うサービス。
	地域定着支援	居宅において単身で生活する障がいのある人について、常時の連絡体制を確保し、障害特性による緊急時の相談やその他必要な支援を行うサービス。

■児童通所支援等サービス等一覧

分類	サービス名	サービス内容
障害児通所支援	児童発達支援	小学校就学前の障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行うサービス。
	放課後等デイサービス	小学校から高等学校等に就学している障がいのある児童に対し、授業の終了後または学校の休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の他必要な支援を行うサービス。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がいのある児童に対し、障がいのある児童以外との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行うサービス。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいの状態にあり著しく外出が困難であると認められた障がいのある児童に対し、居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行うサービス。
	児童発達支援センター	障がいのある児童とその家族への相談支援および地域の障害児通所支援事業所等に対し、地域の中核機関として助言や指導を行う。
障害児相談	障害児通所サービス利用にあたり、利用計画を作成し、障害児通所サービス利用開始後は、定期的にモニタリングを行い計画の見直しを行うサービス。	

■地域生活支援事業に係るサービス一覧

サービス名	サービス内容
相談支援事業	障がいのある人等やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供助言、障害福祉サービス等の利用等の支援を行うとともに、虐待防止等など障がいのある人等の権利擁護のために必要な支援を行う。
成年後見制度利用支援事業	障害により、様々な手続きなどが困難な障がいのある人について、成年後見制度利用の支援を行うことで、権利擁護を図る。
手話通訳者設置事業	市役所に手話通訳者を配置し、庁舎内の手話通訳や聴覚障がいのある人等の相談、情報提供等に応じる。
手話通訳者派遣事業	聴覚等に障がいのある人等に手話通訳者を派遣することで、円滑な意思疎通の支援を行う。
要約筆記者派遣事業	聴覚等に障がいのある人等に要約筆記者を派遣することで、円滑な意思疎通を支援する。
移動支援事業	社会生活上必要な外出および余暇活動などの参加にあたり、移動の支援を行う。
移送サービス	公共交通機関が利用できない、在宅での寝たきりの身体障がいがある人等を移送用車両で医療機関などへ送迎を行う。
日常生活用具給付事業	自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することで、障がいのある人等の日常生活の利便を図る。
地域活動支援センター事業	障がいのある人等の創作活動、生産活動および社会との交流を支援する。
訪問入浴サービス事業	家庭での入浴が困難な重度の身体障がいがある人等に、入浴の機会を提供する。
日中一時支援事業	障がいのある人等に、日中活動の場を提供するとともに、一時的に施設を利用することにより、その家族の支援を行う。
レクリエーション活動等支援事業	地域の障がいのある人等が集い、交流を図るためのレクリエーション活動を支援する。
自動車運転免許取得費助成事業	障がいのある人の自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成する。
身体障害者用自動車改造費助成事業	身体障がいがある人用の自動車の改造に要する経費の一部を助成する。

用語解説

【あ行】

■一般就労

企業等で、労働基準法等による雇用関係により就労をすること。

■意思決定の支援

障がいのある人等が日常生活や社会生活に関して、自らの意思が反映された生活を送ることが可能となるよう、本人の意思の確認等の支援を行うことやその仕組みのこと。

■糸島市自立支援協議会

障がいのある人等への支援体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障がいのある人等およびその家族並びに障がいのある人等の福祉、医療、教育又は雇用に係る関係者等により構成。

■医療的ケア

医師の指導のもと、保護者や看護師が日常的・応急的に行う経管栄養やたん吸引などの医療行為のこと。

■医療的ケア児等に関するコーディネーター

医療的ケアを必要とする児童について、関係機関との支援内容の調整を行う者。

■インクルージョン

社会の構成員として包み支え合う共生社会を目指す理念。

【か行】

■基本指針

市町村および都道府県が「障害福祉計画・障害児福祉計画」を定めるにあたっての基本的な方針。

■強度行動障害

自分の体や他人を叩いたり、物を壊す、食べ物でないものを口に入れるなどに関して、特別な支援を必要とする障害。

■居住系サービス

夜間における生活の場での支援を行うサービス。

■グループホーム

障がいのある人が、主に夜間において相談や日常生活上の援助を受けながら共同生活を行う住居。

■高次脳機能障害

頭部への外傷による脳の一部の損傷により、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などが生じ、日常生活や社会生活への適応が困難となる障害。

■国保連合会

障害福祉サービス等事業所からの障害福祉サービス費等の請求を受付け、提出された請求明細等についての審査等および市町村へ障害福祉サービス費等の請求を行い、障害福

祉サービス費等を障害福祉サービス等事業所へ支払う機関。

【さ行】

■指定難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより、長期の療養を必要とすることとなるもの。「難病の患者に対する医療等に関する法律」により、平成27年1月1日から医療費助成制度の対象となり、令和3年11月1日から338疾病が対象。

■児童福祉法

児童が良好な環境において生まれ、かつ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法律。

■主任相談支援専門員

障がいのある人等への相談支援に関し、相談業務全般に関するマネジメントや支援困難ケース対応などの高度な相談支援に従事する。

■障害児通所支援

児童福祉法に基づき、主に事業所への通所により、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、社会との交流の促進などの支援をいう。

■障害者総合支援法

障害の有無にかかわらず、すべての国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。正式名称を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」という。

■障害福祉サービス

障がいのある人等の個々の障害の程度や勘案すべき事項（介護者、居住などの状況）を踏まえ、障害者総合支援法により個別に支給決定が行われるサービス。障がいのある人等の居宅へ訪問する「訪問系サービス」、就労の訓練等を行う「日中系サービス」、生活の場を提供する「居住系サービス」に大別される。

■小児慢性特定疾病

「児童福祉法の一部を改正する法律」により、平成27年1月1日から医療費助成制度の対象とされ、令和3年11月1日において、16疾患群788疾病が対象。

■自立支援医療（精神通院）

精神障がいがある人の指定医療機関への通院等について、費用の一部を助成する制度。

■身体障害者手帳

身体障がいがある人等が身体障害者福祉法に定める障害に該当すると認められた場合に交付される手帳で、等級は重度から1級～6級に区分されている。さらに障害により視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由（上肢・下肢・体幹）、内部（呼吸器や心臓、じん臓、ぼうこう・直腸、小腸、免疫機能、肝臓）などに分けられる。

■精神障害者保健福祉手帳

精神保健福祉法により一定の精神障がいがあると認定された人に交付される手帳。1級

が重度、2級が中度、3級が軽度とされている。

■精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

精神障がいがある人について、医療、福祉、介護、住まい、就労などの支援について、自治体や医療機関等だけではなく、地域社会による支援により、地域の一員として自分らしい生活を送ることができるようにすること。

■成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等により物事を判断する能力が十分ではない人について、本人に代わりその財産管理や生活上必要な手続等を行う人を定め、本人を法的に支援する制度。

■相談支援専門員

障がいのある人等やその家族等からの福祉に関する相談に応じ、必要な情報提供や支援につなぐ。

【た行】

■地域活動支援センター

障がいのある人等が、通所により創作的活動または生産活動、社会との交流の促進などを行う。

■地域生活支援拠点等コーディネーター

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制を持つ場所への入所等について、調整を行う。

【な行】

■日中活動系サービス

日常生活における介護や生産・創作活動および就労に向けた支援を行うサービス。

【は行】

■発達障害

発達障害者支援法において、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠如・多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢で発現する障がいのある人で、日常生活や社会生活に制限を受けるものをいう。

■ふれあいカーニバル “いとしま”

市内の障がい者福祉施設などで活動している人が一堂に集まり、健康増進や市民との交流を目的としたイベント。

■法定雇用率

従業員が一定数以上の規模における企業の従業員に占める、身体障がい・知的障がい・精神障がいがある人の割合について、事業主はその割合以上とする義務がある。

■訪問系サービス

障がいのある人等への在宅での介護または外出先での支援を行うサービス。

【や行】

■要約筆記者

話の内容をその場で要約し、文字にして伝える筆記通訳者。

【ら行】

■療育手帳

児童相談所または更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。障害の程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度とされている。

第7期糸島市障害福祉計画・

第3期糸島市障害児福祉計画

糸島市 健康福祉部 地域福祉課

〒819-1192

福岡県糸島市前原西一丁目1番1号

TEL 092-332-2073

FAX 092-321-1139

E-mail chiikifukushi@city.itoshima.lg.jp

糸島市公式ホームページ <https://www.city.itoshima.lg.jp/>